

事 務 連 絡
平成30年10月4日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省保険局医療課

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る
療養費に関する同意書の取扱い等の周知について（協力依頼）

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の制度をめぐる様々な課題については、平成28年3月から、施術者、保険者及び学識経験者を交えた社会保障審議会医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会において中長期的な視点に立った療養費の在り方について議論が行われ、本年4月23日付けで「あはき療養費の不正対策及び受領委任制度による指導監督の仕組みの導入」が報告書として取りまとめられました。

この報告書に基づき、「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」（平成30年6月20日保医発0620第1号）を通知し、これにより、平成30年10月1日から、保険医が交付する当該療養費に関する同意書の取扱いが変更されることとなりました。

また、「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」（平成30年10月1日付事務連絡）によりその取扱い等に係る疑義解釈を連絡したところです。

このことについて、保険医療機関及び保険医に対して周知を図るとともに、同意書を交付する際の留意事項などについても併せて周知するため、保険医療機関及び保険医に関する当通知及び事務連絡の内容を取りまとめた添付のリーフレットを作成しましたので、会員の皆さまへの周知について、御協力をよろしくお願いいたします。